

平成27年11月13日宣告

平成24年(わ)第887号, 第986号, 平成25年(わ)第120号, 第211号, 第439号, 第573号, 第827号

死体遺棄, 逮捕監禁, 殺人, 監禁, 詐欺, 生命身体加害略取, 傷害致死被告事件

主 文

被告人を無期懲役に処する。

未決勾留日数のうち90日を刑に算入する。

理 由

(犯行に至る経緯等)

被告人は, 平成14年頃に母の再婚相手の借金問題に介入してきたA(昭和23年10月生まれ, 平成24年12月死亡。)と知り合い, Aが住んでいた兵庫県尼崎市〇〇所在のマンション〇〇号室(以下「本件マンション」という。)に出入りするようになり, やがてそこで生活するようになった。そこには, 平成17年3月当時(後記第1の犯行頃), Aのほか, その幼なじみであり, 平成10年にAの母の養子となり, Aの義妹となったB(昭和28年4月生まれ), Aの内縁の夫であるC(昭和25年1月生まれ), 昭和61年12月にBが産んだがAの子として届け出られたE, 平成11年にAの養子となったD(昭和57年5月生まれ), 平成13年にBと入籍したV1(昭和28年11月生まれ, 平成17年7月1日死亡), 被告人の義理のいとこであるF(昭和60年6月生まれ, 平成19年1月にEと入籍。), Fの姉であるV2(昭和57年11月生まれ, 平成20年12月死亡), A一家の家政婦的立場にあったV3(昭和16年8月生まれ, 平成20年11月死亡)が共同生活していたが, 平成18年頃には, 後にV2と入籍するG(昭和44年11月生まれ)が, 平成19年12月(後記第2の1の犯行後)には, V2とFの母であるV4(昭和24年7月生まれ, 平成21年6月22日死亡)が, 平成21年7月頃には, V1の弟であるV5(昭和33年7月生まれ, 平成23年7月27日死亡)がそれぞれこれに加わった(以

下「A一家」というときは、その時々におけるこれら共同生活体を指すことがある。) 。そして、A一家においては、Aが絶対的な権力を持ち、同居人に対して自分に対する忠誠を要求し、逆らう者には容赦なく制裁を加える一方で、しばしば皆を観光旅行や外食に連れて行ったりもしていた。被告人らは、Aを恐れ、服従していたが、中には耐えかねてA一家から逃げようとする者もいた。しかし、一時的に逃亡した者も執拗な捜索により発見されて連れ戻され、再びA一家で生活することを余儀なくされることが何度もあった。

(犯罪事実)

被告人は、

第1 (V1を被害者とする殺人及びこれに関連する詐欺)

平成17年3月当時、Aが、A一家が多額の借金を抱えるなど金に困る状況を打開するため、V1に加入させていた多額の生命保険金を得ようと考えたことを契機に、A、B、C、D、E(当時18歳)、F(当時19歳)らとの間で、V1を事故死に見せかけて殺害した上、戸籍上の妻であるBに対する保険金支払等の名目で保険会社から生命保険金をだまし取ることを共謀し、

1 同月上旬頃、本件マンションにおいて、かねてからAの意のままに従わざるを得ない状況に置かれていたV1(当時51歳)に対し、多額の生命保険金に加えて事故の相手方からの損害賠償金をも得ようとして、自転車に乗って対向車の前に飛び出して交通事故を装って死ぬように命じ、被告人がその現場に同行するなどしたが、V1が実行しないため、制裁として、3日間にわたって飲食させなかったり、あざができるほどに両腕をローテーブルに打ち付けるなどの暴行を加えたり、両足首のくるぶしが化膿するほど正座を長時間強制したりしたほか、被告人が「約束守らな。」などと繰り返し言い聞かせるなどして、V1を徐々に死ぬことを拒むことができない状況に追い込んだ。その上で、被告人らは、V1に、車の前に飛び出して死ぬことはでき

ないが高いところから飛び降りて死ぬことならできると言わせた上、沖縄県の指定名勝Hの崖から飛び降りて死ぬように命じ、同年6月中旬頃、観光旅行を装って沖縄県にV1を同行させ、同月30日頃、宿泊していた同県国頭郡〇〇村字〇〇△△番地所在のロジ I において、それぞれV1と死別の挨拶を交わし、翌7月1日午前9時過ぎ頃、ロジの1室で、Aが、V1に対し、Hの崖から飛び降りて死ぬよう改めて命じつつ、形見分けと称して、V1が身に着けていたネックレスを遺品として受け取るなどし、前記3月上旬頃以降の一連の行為の結果、V1をHの崖から飛び降りて死ぬ以外に選択することができない精神状態に陥らせた。そして、ロジに居残ったAを除き、被告人らは、同日午前10時20分頃、同村字〇〇△△番地所在のHの崖（高さ約27.5メートル）の上までV1を連れて行き、V1を足場が不安定な崖の縁に立たせ、記念写真の撮影を装い、撮影者役のBを除く被告人らがその付近にV1に背を向けて立つなどしてV1に自ら崖から飛び降りさせ、V1を頭部損傷により即死させて殺害した。（平成25年6月11日付け公訴事実）

- 2 平成17年7月上旬頃、〇〇保険株式会社と代理店委託契約を締結している者らを介し、大阪市a区△△所在の同社□□第三課において、担当者に対し、被告人らがV1を殺害した事実を隠し、V1がHの崖から誤って転落して事故死した旨のうその事故報告を行うとともに保険金支払事務を進めるよう依頼し、さらに、同年11月1日頃、代理店を介し、前記第三課において、同社に対し、前同様のうその内容を記載した保険金請求書を提出するなどしてBに対する保険金の支払を請求し、同社□□第一部長〇〇に、V1が同社との契約条項にいう「急激かつ偶然な外来の事故」によって転落死したもので同社に保険金の支払義務があるものと信じ込ませ、Bの相続分に従った保険金の支払を決意させて、同年11月4日及び平成18年12月29日の2回にわたり、兵庫県尼崎市△△所在の〇〇銀行J支店に開設されたB名義の

普通預金口座に現金合計3000万円を振込送金させてだまし取るとともに、同年12月下旬頃、同社〇〇第二課において、担当者に対し、保険金の請求及び受領に関し、V1の実弟であるV5がその相続分に従った保険金の請求及び受領をBに委ねた事実がないのに、Bを相続人の代表とすることにV5が同意した旨の虚偽の書面を提出し、同社に対し、V5の相続分に従った保険金についてもBに対して支払うよう請求し、前記第一部長にその旨信じ込ませて同請求に係る支払を決意させ、同年12月29日、前記普通預金口座に現金1000万円を振込送金させてだまし取った。（平成26年2月27日付け訴因変更請求）

- 3 平成17年7月8日頃、東京都墨田区△△所在の●●保険会社●●第一課に電話をかけるなどし、同社社員や担当者に対し、被告人らがV1を殺害した事実を隠し、V1が前記Hの崖から誤って転落して事故死した旨のうその事故報告を行うとともに保険金支払事務を進めるよう依頼し、さらに、同月下旬から同年8月上旬頃、前記第一課において、同社と業務委託契約を締結している調査会社のKの調査員らを介し、前記保険会社に対し、前同様のうその内容を記載した保険金請求書を提出するなどして保険金の支払を請求し、同社の●●第一課長らに、V1が同社との契約条項にいう「急激かつ偶然な外来の事故」によって転落死したもので同社に保険金の支払義務があるものと信じ込ませ、同年11月7日及び平成18年11月6日の2回にわたり、兵庫県尼崎市△△所在の●●銀行J支店に開設されたB名義の普通預金口座に現金合計1000万円を振込送金させてだまし取った。（平成25年7月17日付け公訴事実第2）

第2（V4を被害者とする生命身体加害略取，傷害致死）

- 1 Aが、V4がAらの暴行等による虐待に耐えかねて行方をくらませたことに腹を立てて執拗に捜した末、和歌山県内のホテルに住み込みで働いていることを突き止めたことから、A、C、D、E、F、G及びV2と間で、V4

をら致して本件マンションに連れ去った上で暴行を加えるなどして虐待することを共謀した。そして、被告人らは、加害の目的をもって、平成19年12月1日から同月3日までの間、前記ホテルにおいて、被告人らを畏怖するV4（当時58歳）に対し、Aが、「何考えてんねん。」などと怒鳴りつけ、前記ホテル社員寮〇〇号室で、被告人ら全員でV4を取り囲み、V4に対して、「なんで逃げたんや。」、「あんた、逃げ出せる立場やったんか。」、「一人だけのんきに生活して。自分だけよう平和に生活できとったな。」、「そういうのんきなところが腹立つねん。」、「無責任やな。」、「調子乗ってるな。」などと罵るなどし、これにより更に畏怖したV4が、「一旦、帰ります。」などと言ったことに対し、更に同室又は前記ホテルにおいて、「一旦って何やの。腰掛けではあかん。あんた、どのくらいで終われる思てんの。1週間か2週間の話、違うで。何、甘いこと思てんの。」、「仕事場の人にもちゃんとあいさつしときや。」と言うなど、生命、身体、自由等に危害を加える態度を示して脅迫することによってV4の意思を抑制して、同月3日頃、自動車にV4を乗せて本件マンションまで連れ去って身体に対する加害目的をもって略取した。（平成25年10月16日付け公訴事実第1）

- 2 平成20年3月1日、大阪市b区〇〇所在のパチンコ店駐車場において、Aから、V4の態度が悪く腹が立つなどと言われ、Aとの間で、V4に暴行を加える旨暗黙のうちに意思を相通じて共謀し、駐車中の普通乗用自動車の運転席側後部座席に座っていたV4の頭髪を自ら両手でつかんで頭部を多数回にわたって激しく振る暴行を加えて、V4に急性硬膜下血腫の傷害を負わせ、平成21年6月22日、入院先の兵庫県尼崎市〇〇所在の〇〇病院で、V4を前記傷害に基づく遷延性意識障害に起因する肺炎により死亡させた。（平成25年10月16日付け公訴事実第2）

第3（V2を被害者とする監禁、殺人及びV3を被害者とする監禁）

平成20年7月頃、A、B、C、D、E及びFとの間で、また、同年9月

中旬頃以降はGも加えて共謀の上、本件マンションでの生活に耐えかねてGと共に沖縄県まで逃げたが発見されて連れ戻されたV2に制裁を加えることを企て、同年12月8日頃までの間、V2（平成20年7月当時25歳）に対し、全裸又は半袖シャツと七分丈ズボン姿にした上で、本件マンションのベランダに設置された物置内に監視カメラを取り付けた上で閉じ込めるなどして逃亡防止用の防犯ブザーが設置された前記ベランダ内に閉じ込め、Aや被告人らの監視の下に一時的に外出させたほかは、その様子を前記監視カメラの映像及び直接の目視によって監視するなどし、夏は高温多湿、冬は低温となる前記物置及び前記ベランダから脱出することを不可能にして不法に監禁するとともに、その間、前記物置内を含む前記ベランダ等において、V2に対し、顔面、頭部、身体等を多数回殴ったり蹴ったりするなどの暴行を加えたり、栄養及び量の偏った食事を不規則に摂取させたり、睡眠を短時間に制限したり、前記物置内のバケツに排泄させ、身体を洗う機会を多くても週に1回程度に制限するなどして不衛生な環境下に置いたり、直立不動や正座など特定の姿勢でいることをしばしば長時間強制したりする継続的な虐待行為によって、その身体に、多数の外傷を生じさせたほか、下痢等の症状を生じさせ、やせ細らせるなどして衰弱させる傷害を負わせた。さらに、被告人は、同年11月中旬頃にはV2の衰弱が顕著になり、このまま前記のような監禁や虐待を続ければ、V2を死亡させるかもしれないことを認識しながら、A、B、C、D、E、F及びGと共謀の上、前記物置内を含む前記ベランダにおいて、V2に対する前同様の監禁、暴行、飲食制限、睡眠制限等の虐待を継続し、同年12月8日頃、前記物置内において、V2をこれら一連の虐待行為によって惹起された低体温症により死亡させて殺害した。（平成26年3月5日付け訴因変更請求）

また、被告人は、この間の平成20年11月8日深夜ないし9日未明頃、D、E及びGとともに外出先から本件マンションに帰宅した際、既に、Aが、

V 3 の言動に腹を立て制裁を加えるため、B、C及びFと共謀して、V 3（当時6 7歳）をV 2が監禁されていた監視カメラ付きの物置内に閉じ込め、物置の扉を施錠したり、V 3の動静を前記監視カメラの映像及び直接の目視によって監視したりして、V 3が前記物置から脱出することを不可能にして不法に監禁していたのを知り、Aの意向に従おうと考え、A、B、C、D、E、F及びGとの間で、V 3を監禁する旨暗黙のうちに意思を相通じて共謀し、同月10日頃までの間、前同様の方法によって、V 3が前記物置から脱出することを不可能にして不法に監禁した。（平成25年3月27日付け公訴事実）

第4（V 5を被害者とする逮捕監禁、殺人及びこれに関連する死体遺棄）

- 1 平成23年7月25日未明頃、本件マンションにおいて、Aが、財産目的で介入していた家族から預かっていた女兒の胸を触ったV 5に激怒して制裁を加えようと考えていることを知り、A、B、C、D、F及びGと共謀の上、V 5を死亡させるかもしれないことを認識しながら（B、C及びDは、傷害の犯意の限度で）、V 5（当時53歳）に対し、その顔面を殴ったり下半身を蹴ったりして、同所のベランダに設置された前記第3の物置とは別の高温多湿の物置内にV 5を閉じ込め、同月27日の日中までの間、その手足等を手錠、丸太、ビニールひも等で緊縛し、その手錠をステンレス製重し（重量約24キログラム）につなぎ、周囲に剣山様の金たわし（ブラシ）を多数配置するなどして身動きできないようにした上、物置出入口につっかえ棒をし、V 5の様子を監視して物置から脱出することを不可能にして不法に逮捕監禁するとともに、その間、V 5に対し、前記のとおり緊縛するなどして身動きできないようにする方法により正座のまま両腕を前記丸太等に固定させたり、ガムテープもしくはタオルで口をふさいだり、飲み水や食事を与えない方法により生存に必要な水分及び栄養を摂らせなかったり、被告人、A及びGが、かわるがわるV 5の顔面、腕部、大腿部、下腿部、胸部等を多数回蹴

り、顔面、頭部等を拳やサンダルで多数回殴打し、喉をサンダルで多数回突くなどの暴行を加え、これらの継続的な虐待行為により、V5が衰弱した状態になったことを認識しながら、その後もなお、V5に対し、前同様の監禁及び虐待行為を継続してV5をいっそう衰弱させて、同月27日の日中、前記物置内において、これら一連の行為によって惹起された高カリウム血症に基づく心停止又は肺塞栓症に基づく循環不全によりV5を死亡させて殺害した。（平成27年10月1日付け訴因変更請求）

2 A, C, G, F, D及びBと共謀の上、平成23年7月27日頃、本件マンションからV5の死体を搬出し、同マンション前に駐車中の普通乗用自動車に積載して死体を兵庫県尼崎市内の倉庫に運び込み、その場で死体をドラム缶に入れた上でセメントを流し込み、そのまま同年11月4日頃まで死体をそこに放置し、引き続き、前記Aら6名に加えてEとも共謀の上、同年11月4日頃、前記倉庫からドラム缶にコンクリート詰めにしたV5の死体を搬出して、同所前に駐車中の普通乗用自動車に積載して死体を同市内の民家に運び込み、さらに、同月5日頃、前記民家から死体を搬出して、同所前に駐車中の普通乗用自動車に積載して死体を岡山県備前市内の岸壁まで運び、そこからドラム缶ごと死体を海中に投棄して遺棄した。（平成24年12月26日付け訴因変更請求）

（証拠の標目）

省 略

（事実認定の補足説明）

1 第1の各犯行（V1に対する殺人等）について

(1) 第1の1の犯行（殺人）に関する弁護人の主張等

Hの崖の高さや地形等からして、崖からの飛び降りは死亡の危険性の高い行為であるが、自由意思か瑕疵ある意思かはともかく、V1が自らの意思で飛び降りたことは証拠上明らかであり、争いがない。そこで、弁護人は、V

1はAから何度も死ぬよう命じられるたびに了承し、拒否・反論の態度を一切示さず、死亡する方法が高所からの飛び降りに決まった際には「姉ちゃん、それやったらできるわ。」と言って承諾し、沖縄到着後もロッジから逃亡するなど自殺を回避する機会があったのに何もせず、むしろ死ぬことについて覚悟を決めている様子であったことからすると、Aから日々家族のために命を捧げる覚悟を求められ、その価値観を受け入れて自殺を決意したものの、車に飛び込む方法が怖くて実行できなかったが、Aに崖から飛び降りる方法に変更してもらった結果、Hの崖から飛び降りることができたとみるべきであって、自らの意思で自殺を決意した合理的疑いが残る上、被告人らは、V1をHの崖から飛び降りる以外の行為を選択することができない精神状態に陥らせるような行為はしていないし、平成17年3月頃には既にV1が自殺を決意していると思っていたのであるから、V1に対する殺意もなく、V1を殺すことを共謀したこともないから、自殺幫助罪の刑事責任を負うにとどまると主張する。

(2) 自殺関与罪、特に自殺教唆罪と殺人罪の区別について

他人に自殺するよう働き掛けた結果、実際にその者が自殺した場合は、一般的には自殺関与罪（自殺教唆罪）が成立するととどまるのに対し、逆に意思決定の自由を完全に奪い、あるいは、絶対的強制下に置いて他人を自殺行為に及ばせる場合は、被害者を利用する殺人（未遂）罪が成立するが、意思決定の自由を完全に失わせるに至らない場合であっても、単なる働き掛けの域を超え、暴行や脅迫、偽計等を用いて他人を自殺する以外の行為を選択することができない精神状態に陥らせた結果、その者が自殺行為に及んだ場合は、そのように陥らせた行為自体を、被害者の行為を利用して「人を殺す」行為と評価することができ、刑法199条（203条）の構成要件に該当すると認めるのが相当である。

そこで、このような観点から、本件におけるAや被告人らの行為が、被害

者をして自殺する以外の行為を選択することができない精神状態に陥らせる行為、すなわち殺人の実行行為であるといえるかを検討する。

(3) V1が崖から飛び降りて死ぬに至った経緯

関係証拠によれば、V1が、沖縄県の指定名勝Hの崖から飛び降りて死ぬに至った経緯については、次のとおりの①ないし⑨の事実を容易に認めることができ、特に検討した点を除けば概ね争いが無い。

① V1は、姉と弟V5とともにA一家から一旦逃亡したこともあったが、昭和57年頃に連れ戻された後はA一家でAらと同居し、その中で尼崎市内の会社に20年以上勤務していた。V1は、A一家唯一の定職者であったが、給料のほぼ全額をAらに渡し、自由に使える現金を持っていなかった。また、V1は、Aの指示により、平成12年頃にA一家が本件マンションを購入した際にローンの契約名義人にされ、平成13年には夫婦としての実態がないのにBと入籍させられた上に、次々に生命保険に加入させられ、その総額は前記ローンに伴う分を除きおよそ6850万円にもなっていた。そして、Aは、日ごろから、A一家の者らに対し、自分は命を懸けても家族を守るから、皆も家のためなら命を捨てるつもりでいるべきである旨くり返し口癖のように言い、A一家の家計を預かるBから意見されても、V1以外のA一家の者たちを働かせようとしないばかりか、派手な金使いをやめようともしなかった。

② その結果、平成16年末には借金総額が4950万円を超えるほどにふくれあがるなどA一家の家計が苦しくなったため、AとBが相談し、当時多額の生命保険に加入していたV1を交通事故を装って死亡させ、生命保険金をだまし取ることを企て、Aは、V1に対し、自転車で走行中の自動車の前に飛び込んで交通事故を装って死ぬよう命じ、V1はこれを了承した。

③ しかし、V1は、それを実行しないまま平成17年（以下、平成17年

中は月日だけで示す。) 2月19日頃から行方をくらませたため、被告人らは、V1を探し、3月4日頃、本件マンションに程近い、以前A一家が住んでいたマンションで発見するや本件マンションに連れ戻した。Aは、その晩から翌5日未明にかけ、本件マンションのリビングで、被告人ら共犯者の前でV1を叱責した上で、V1に対し、改めて交通事故を装って死ぬよう命じ、V1はこれを了承した。こうして、被告人らは、AがV1を死亡させて保険金をだまし取る計画を立てていることを理解したが、特に反対の意思を表明する者はいなかった。

④ その後、V1は、4月下旬から5月中旬にかけて、3回程度、計画を実行するため、被告人がAの指示により「見届け役」と称して同行する中、交通量の多い道路に出かけて自転車で対向車の前に飛び出して衝突する偽装交通事故を起こそうとしたが、距離がありすぎて対向車にかわされ衝突できなかつたり、実行する前に飲酒して気を大きくするために被告人と入った居酒屋で酔いつぶれてしまつたりして実行できなかつた。

⑤ 被告人は、Aに対し、V1が実行しないことを報告したところ、Aから、V1によく言って聞かせるように命じられ、その後10日間ほど、A一家の者らが寝静まった後の本件マンションにおいて、V1に対し、露骨に「死ね。」とは言い難いため、「約束守らな。」などと言ひ聞かせた。また、Aは、V1が、怖くて実行できないと弁解するや激怒し、「今更何言ってんねん。」と怒鳴りながらV1の顔面を平手打ちしたり、自らもしくは共犯者に命じて、V1の両前腕の内側辺りにあざができるほど両腕をローテーブルに打ち付ける暴行を加えたりしたほか、長時間にわたり正座のまま姿勢を崩さないことを強制し、両足首の傷が化膿してもレジャーシートを敷いた上で正座を強制し続けたり、5月13日から5月15日まで飲食を禁じたりするなどの制裁を加えた。なお、このうちV1の両腕に対する暴行があつたことについては、A一家で撮影されていた写真の中にV1の両

前腕内側に黒いあざのある写真によって裏付けられているが、それが被告人の暴行によるものである旨のF証言については、暴行が行われた経緯や状況を具体的に語る内容であり、作り話とは思われない臨場感があるものの、他にV1よりもひどい虐待を受けた人がいたので逮捕後に写真を見せられるまで忘れていたというのであり、Bが暴行自体を全く覚えていないと証言し、被告人が自分はしていないと供述していることにも照らすと、Fの記憶の正確性には、やや疑問が残るといわざるを得ない。したがって、被告人ら共犯者のだれかがV1の腕に対する暴行を行ったと認定するにとどめるのが相当である。

⑥ Aは、V1の態度から、交通事故を装う方法では成功しないので自殺の方法を変更する必要があると考え、A一家全員を集めて話し合い、被告人から提案された高所からの転落事故を装う方法を採用し、V1に対し、その旨持ち掛けたところ、V1が「姉ちゃん、それやったらできるわ。」と言って了承したので、「分かった、そしたらうちがええ場所考えたから待っとき。」と言った。このとき、被告人らは、この話合いが、保険金をだまし取る目的でV1に事故を装って死んでもらう前提で進んでいることを認識したが、反対意見を述べる者はおらず、全員がAの意向に賛成する態度を示していた。

⑦ その後、Aは、Bと相談するなどして、V1が転落して自殺する場所を沖縄県の指定名勝Hの崖に決めると、それをV1に伝えるとともにV1に対する暴行等をやめ、足首の傷についても治療してやった。こうして、Aや被告人らは、6月19日、転落事故偽装の実行のため、V1も連れて共犯者全員で観光を装って沖縄県へ行き、被告人らは、観光を楽しむ中、6月28日、現場であるHの崖を下見した。そして、6月30日、Aは、宿泊先のロッジで、被告人ら共犯者全員に対し、翌7月1日に計画を実行する旨決めたことを伝えるとともに、その夜、共犯者全員に対し、各々V1

と最後の別れの挨拶をするように命じた。V1は、その際、被告人らに対して、最後に沖縄に連れてきてもらったことへの感謝の言葉等は口にしたが、Aらに対する恨みや死にたくない等の発言はしなかった。

- ⑧ 7月1日午前9時過ぎ頃、ロッジを出発する際になり、突然、Aは、「うちはここでお別れやからな、V1。」と、自分だけはHには行かないと決めた上で、被告人らに対し、下見のときに決めた場所で写真撮影する間にV1が足を滑らせて転落したことにするという計画内容を確認させるとともに、Hの崖では自然に振る舞うように指示する一方で、V1に対しては、「分かってんな。チャンスは1回しかないからな。」と念を押した上で、V1が身に着けていたネックレスを形見としてほしいと言い出し、授受の場面をBに撮影させた。その後、Aを除く被告人ら共犯者全員は、V1と共にHの崖に向かった。なお、この間も、V1は、静かにうなずくだけで、Aらに対する恨みや死にたくない等の発言はしていない。

- ⑨ こうしてHに到着したA以外の共犯者らは、少し散策した上で、同日午前10時20分頃、Aに指示された場所に集まり、Bが写真を撮る役をして、被告人ら残りの共犯者がV1に背を向けて囲むように崖の縁に立ち、観光客の記念撮影を装っている最中にV1が崖から飛び降り、崖下の岩場に頭部を強く打つなどして即死した。なお、Fは、このとき、せっぱ詰まって追い立てるような「はよせな。」という被告人のささやき声が真後ろから聞こえたと言ったが、被告人が発言した場面を見たわけではない。また、ささやき声から発言者を特定するのは難しいと思われる上、F自身も含めその場にいた共犯者の誰もが、V1に早く飛び降りて欲しいという焦った心境にあったと思われることからすると、聞き間違えた可能性も否定できない。したがって、被告人ら共犯者がV1に早く飛び降りて死ぬよう命じた事実を認定することはできない。

(4) 殺人罪の成否等の検討

このように、弁護人が指摘するとおり、V1はAから何度も死ぬよう命じられるたびに了承し、拒否・反論の態度を一切明確にしていない。また、被告人だけでなく、証人として出廷したFもBも、口をそろえて、V1は死ぬことを覚悟しているように見えたと述べている。

しかし、①のとおり、V1が、長年A一家で生活し、自分の給料をA一家の家計に提供し、本件マンション購入のためのローンの名義人になり、Bと入籍し、次々に生命保険に加入したのは、すべてAから命じられるなどしたからであって、そこにV1自身の自発的な意思や行動は存在しない。したがって、そもそもV1には、A一家の生活において、被告人や共犯者らと同様に、Aに対する恨みや怒りを抱きながらも耐えていた可能性はあっても、AやA一家に対して死んでまで報いる程の恩義等を感じていたとは到底思われな
い。しかも、V1が死ぬ計画の発端となったA一家の家計がひっ迫した主な原因は、Aの無計画な経済観念にあり、V1には何の責任もないことからすると、V1自身に自殺する動機などなく、だからこそ、V1は、③のとおり、自動車事故の偽装を実行できずに行方をくらませたり、④のとおり、自動車事故の偽装を実行せずに酔いつぶれたりしているのもであって、これらの行動は、V1が、ささやかながらも死にたくないというAらに対する抵抗の意思を表現したものと理解するのが合理的である。そして、このようなV1の性格や言動、自動車事故の偽装を実行できない状況からすれば、V1に自殺する意思が全くないことは誰の目にも明らかであって、Aを始め被告人らもそれを容易に理解できたはずであり、実際、被告人らもそう理解していたからこそ、⑤のとおり、V1に暴行や正座の強制、飲食制限等の虐待とも評すべき制裁を加えるとともに、わざわざ死ぬように言い聞かせるなどの言動に出たと理解すべきである。すなわち、被告人らが、これら本心から自殺を決意していた者には全く無用の言動に出ていること自体が、V1に自殺する意思がないことを理解していたことを裏付けている。

また、被告人らは、V1が、Aから車に飛び込んで死ぬことを改めて命じられた後もなかなか実行しないため、V1に対し、⑤のと通りの制裁等を加え続けたのであり、それが何も言い返せない性格のV1を徐々に精神的に追い詰め、死ぬことを拒むことができない状況にまで追い込むに足りるものであることは明白である。そして、このような状況の下、更に、⑥のとおり、AらA一家全員が集まる中、V1が死ぬという前提で実行可能な自殺方法を検討する話合いが行われ、被告人の提案をきっかけに、V1も了解した上で高所から飛び降りるという具体的な自殺の方法が決まった。こうした話し合いの経緯は、V1にとってみれば、退路を断たれたことに等しく、この時点で、死ぬことを拒むことができない精神状態にまで追い込まれたと認めるのが相当である。

その後は⑦及び⑧のとおり、V1は、沖縄行きの日程、自殺までの具体的な段取り、自殺の実行日等の計画実行に関する重要事項の全てについて、自分の意思とは無関係にAから一方的に決められて告げられた上、Aの命令によって、A一家の者らとの別れの挨拶やAへの形見分けの儀式といった、自分が死ぬことを前提とした行事まで催されている。したがって、公訴事實は、被告人が早く飛び降りて死ぬようV1に命じるなどした時点で、崖から飛び降りる以外に選択することができない状態にしたと構成されているが、むしろ、形見分けの儀式の直後、すなわち、遅くとも7月1日午前9時過ぎにAをロッジに残して被告人ら共犯者とともに出発した時点では、被告人らは、V1を生きてロッジに戻ることが許されない状態にまで追い込んだ、すなわち、V1をHの崖から飛び降りて死ぬ以外に選択することができない精神状態に陥らせたと認めるのが相当である。

弁護人の前記主張は、もともとV1に自殺する動機がなかった点を見做すもので前提から相当ではない上、V1がAの要求を承諾するなどしたのは、性格的に弱く、逃げたりすれば⑤で認定した以上の虐待を受けかねないと恐

れたからと考えるのが合理的であって、むしろ被告人らがそのようなV1の性質を利用したことからすれば、弁護人の主張は失当というほかない。

そして、前記②ないし⑨のとおり認定した経緯のうち、(犯罪事実)第1の1のとおり記載したAや被告人らのした行為は、前記の被害者をして自殺する以外の行為を選択することができない精神状態に陥らせる行為、すなわち本件における殺人の実行行為に該当するものと認められる。被告人は、見届け役として同行する行為や言って聞かせる行為、当日崖まで同行した行為をしたことは認めているところ、それら一つ一つを取り上げてみるとV1を自殺に追い込む効果はさほど高いものではないかもしれないが、これら一連の行為の積み重ねによりV1をして自殺する以外の行為を選択することができない精神状態に陥らせているのであるから、これらの行為が殺人の実行行為の一部に該当することは明らかであり、被告人は、V1にかけられていた保険金を得るというAの意図を十分理解してそれらの行為に及んでいるから、殺人の故意に欠けるところもない。また、前記③のとおり、3月4日頃にAが被告人ら共犯者の前でV1を叱責した際に、被告人ら共犯者全員が、AがV1を死亡させて保険金をだまし取る計画であることを理解した時点で、V1を自殺まで追い込む旨の意思の連絡、すなわち殺人の共謀が成立したと認めるのが相当である。

(5) 第1の2, 3の各犯行(詐欺)について

弁護人は、被告人は、詳しい事情を知らず、Aから言われて書類にV5の名前を代署しただけで関与の程度がとても薄いので、せいぜい幫助犯の刑事責任を負うにとどまると主張し、被告人もこれに沿う供述をする。しかし、前記のとおり、被告人は、もともと保険金詐欺の目的でV1を殺害するという事前共謀に基づき自ら殺人の実行行為の一部を担当し、その共同正犯の刑事責任を負う以上、保険金を直接受け取らず、保険金請求の手續や入金状況等の詳細を知らなかったとしても、保険金詐欺についての関与が薄いなどと

は到底いえず、殺人と一体となる詐欺の各犯行について共同正犯の刑事責任を負うことは明らかである。しかも、被告人は、〇〇保険株式会社に対する犯行（第1の2）において、請求書等にV5の名前を署名するなど犯行に不可欠の行為を行っている。この点、被告人は、Aに言われるがまま、何の書類か分からずに書類にV5の名前などを記入したと供述する。しかし、仮にこれが事実であっても、詐欺罪の共同正犯の成否に影響を及ぼさないことは上記のとおりである上、そもそも、Aの計画を理解していたのであるから、自分が記入する同意書及び封筒の体裁からしてV1の死亡保険金を詐取するための書面であることは容易に理解できたはずである。何も見なかったという被告人の供述は、非常に不自然であって、到底採用できない。

2 第2の各犯行（V4に対する生命身体加害略取，傷害致死）について

(1) 弁護人の主張等

V4が、平成20年3月1日、L店第1駐車場に駐車していた車内で急に具合が悪くなり、病院に運ばれたところ、午後9時15分に撮影されたCT画像により、脳の正中の構造にゆがみを生じさせるほどの、受傷後1時間ないし数時間と思われる急性硬膜下血腫の傷害を負っていることが判明し、直ちに脳神経外科の専門病院に転院して手術を受けたが、意識を回復することなく平成21年6月22日に急性硬膜下血腫の傷害に基づく遷延性意識障害に起因する肺炎により死亡した事実は証拠上容易に認められ、特に争いはない。

そこで、問題は、V4が急性硬膜下血腫の傷害を負った原因が何かであるところ、Fは、被告人が、駐車場に停まっていた車の運転席側後部座席ドアを開け、開いたドアと車体の間に立って、車内のV4の髪の毛をつかんで引っ張るように勢いよく頭を前後に10回から15回くらい連続で振っては一旦止めるのを四、五回繰り返したところ、その二、三分後、V4が、ゆっくりとしたしゃべり方で「ちょっと頭がおかしいんです。」と言い、だんだん顎

を引いて下を向き、そのまま動かなくなり、異変に気付いたAの指示でV4を病院に運んだ旨証言した。

これに対し、被告人は、V4に暴行を加えた事実を否定し、これに基づき弁護人も、第2の2の犯行（傷害致死）については、F及びV2（もしくはいずれか）が犯行に及んだ合理的疑いが残り、被告人は無罪であると主張する。

(2) F証言の信用性

しかし、上記のF証言は、以下の理由から信用できるというべきである。

第1に、証言内容がM医師の証言に裏付けられている。すなわち、同医師は、Fの供述を契機に捜査機関の求めに応じてV4の頭部CT写真や診療録等の分析を求められた頭部外傷の専門家であるが、V4の頭部CT写真の画像によれば、頭蓋内に二層に分かれた硬膜下血腫が認められ、外側の血腫はV4の死亡とは関係がないが、内側の血腫は、出血から1時間ないし数時間が経過した急性硬膜下血腫であり（以下、「血腫」というときは専ら内側のものを指す。）、この血腫は、脳の表面と静脈洞を結ぶ架橋静脈のうちの太い血管が切れたことによって脳の正中の構造にゆがみを生じさせるほどの出血を招いたもので、遷延性意識障害の原因と考えられ、どの方向から力が加わったかは不明であるが、少なくとも相当強い回旋力が加わったと考えられるところ、V4の頭部に骨折や打撲痕がないことに照らすと、頭を激しく振る暴行によって架橋静脈が切れたと考えて矛盾がないと証言した。同医師の証言は、専門家による客観的、中立的な証言として信用でき、その証言どおりに死亡原因を認めるべきであるが（弁護人も、血腫の原因については争わない。）、これによりFが証言する被告人の暴行内容が裏付けられたとみることができる。なお、同医師が、血腫による意識喪失等の症状が発生するには少なくとも受傷後30分以上かかると証言していること等関係者の供述も併せれば、前記駐車場で具合が悪くなった直前にV4が受傷したと推認する

ことができる。

第2に、Fが被告人の犯行を捜査機関に告白した経緯・状況に作為性が感じられず、被告人を陥れようとする意図がうかがわれない。すなわち、A一家による一連の事件の捜査が開始され、AやFらが逮捕された後も、入院中に病死したV4の死因について、Fらは全く追及されていなかった。ところが、Fは、それにもかかわらず、平成24年10月15日、捜査の対象になっていなかったこの件について、他の関係者に先駆けて、被告人の犯行である旨供述した。Fは、自供した理由として、自分の子どもたちのために本当のことを全て話したいと思ったなどと説明したが、これは十分心情的に理解できる。そもそも、この件はFが供述しなければ立件すらできなかったと思われ、仮にFが真犯人であれば、被告人を陥れようと虚偽の申告をしても、すぐにA一家の他の者から真実が露見し、自分が処罰されてしまうのであるから、あえて被告人を陥れる実益があったとも考えられない。この点、弁護人は、Fが、自分の家庭を崩壊させた張本人である被告人を恨んで罪を押し付けた可能性があるとして主張する。しかし、仮に家庭崩壊の原因が被告人にあったとしても、Fは当時からV4ら自分の家族を嫌っていたと述べ、実際、A一家におけるFは、V4やV2に対する虐待に加担していたことからすると、むしろF自身が述べるように、被告人を恨む理由がないとみるのが自然である。

第3に、誰がV4の頭部を振ったかという核心的な部分を除けば、Cの証言と、暴行の際の状況やV4の頭部を振った回数等についてまで一致している。すなわち、Cは、自分は犯行時に前記車内の運転席にいた旨証言し、同乗者の顔ぶれや各人の着席位置等についてFと一致する証言をした上、被告人が運転席側後部座席のドアを開けてドアと車体の間に立った後、車体が揺れたので後ろを振り返ったら、V4が髪の毛をつかまれて頭を振られているのを見たが、誰が振ったのかについては、捜査段階では被告人であると供述

したものの、その後、被告人が自分は振っていないと述べていると聞き、逮捕後に事件について書いた便せんから書き写したノートのV 4について記載した箇所を確認したところ、被告人の名前がなかったのでV 2とFがやったのかもしれないと思うようになったので、被告人を疑っていたことを謝りたいなどと証言した。Cの証言は、犯人がだれかという肝心の部分について供述内容が揺れているので、検察官、弁護人が指摘するとおり、信用性を高く評価することはできないが、被告人をかばおうとする証言態度にもかかわらず、犯行前の状況について被告人の供述と矛盾する一方でF証言とほぼ一致していることからすると、その限度ではF証言の信用性を補強するものと認めることができる。

なお、このCの証人尋問については、弁護人は、当裁判所が、Eの証人尋問決定を伴わずに実施したことが違法であると主張するとともに、F及びC証言の弾劾のため請求したEの証人尋問を、必要性がないとして却下したことに異議を述べている。確かに、もともと公判前整理手続段階において、検察官がCの証人尋問を請求した趣旨は、仮に弁護人請求のE証人が採用された場合にこれを弾劾することにあつたと思われ、その時点では当裁判所も証人尋問の必要性に疑問を持っていたが、被告人が、第7回公判期日に至って、V 4に異変が生じた際、Cが車内にいなかったと、弁護人が公判前整理手続において明示的に主張していなかった内容の供述をし始め、F証言の信用性を検討するために解明が必要である重要な争点が浮上したので、職権により、Cの証人尋問を実施したものである。決して、弁護人が指摘するような検察官立証の不備を補うことを目指したものではない。また、弁護人が請求するE証人については、仮にEが、犯行時にCが車内にいなかったと被告人の供述に沿う証言をしたとしても、その証言は、Eが直接犯行状況等を見聞きしていない以上、F証言の信用性を弾劾する関係にないから、いずれにせよ尋問する必要性に乏しいというべきである。

第4に、Fが証言する犯行時の状況は自然である。すなわち、Fは、Cが運転し、Aが助手席に乗る車の後部席にV4、V2とともに乗車し、Cがパチンコ店の立体駐車場に駐車したところ、被告人がやって来て運転席（右側）の横から助手席のAと会話し、AがV4に腹を立てていると聞くや、運転席の横からV4の座る運転席側後部座席の横まで移動して車のドアを開け、V4に対し、「頭にうじわいとんちやうか、おのれ。」と言いながら犯行に及んだと証言したが、被告人がV4に対する怒りを表すAの歓心を買おうと暴行を加えることは、普段の行動からして自然であり、被告人やV4らその場にいた各人の位置関係や体格から見ても、被告人が暴行を加えたと考えるのが合理的である。

したがって、F証言に基づき、被告人がV4の頭部を振る暴行を加え、死亡するに至らしめたと認めるのが相当である。

(3) 被告人の供述や弁護人の主張について

以上に対し、被告人は、D、E及びGとともに別の車でAらより先にこの店に来てパチンコをしていたが、Aらが弁当を買ってきてくれたので、一旦駐車場に戻り、別の車の中で弁当を食べたが、その後、D、E、GとともにCもパチンコをしに行ったので、自分は別の車の中で携帯電話機をいじるなどして休憩しつつ、Aの機嫌をうかがうためAらが乗る車との間を合計1時間程度の間5回往復したが、5回目に行ったとき、自分が最初にV4の様子がおかしいことに気付き、Aにその旨伝えたところ、AがCを電話で呼び戻し、Cの運転でV4を病院に運んだものであり、自分はV4に暴行を加えていないと供述する。

しかし、まず、V4に異変が生じるまでに特に印象深い出来事があったわけではなく、既に7年以上も経過しているのに、被告人の供述は、2台の車の間を5回も往復したなど内容が詳しすぎて不自然な印象が否めない。また、CがAを駐車場に置き去りにして自分だけパチンコに行ったとか、その後A

が車内で何をするでもなく長時間待たされていたとか、A一家で被告人より序列が上であるDやEらが生活費を稼ぐためにパチンコをする中、被告人だけが悠長に休憩していたとか、A一家の特徴的な人間関係からみて不自然な内容が含まれる。さらに、被告人の供述を前提にすると、被告人が5回目に行くよりも前にV4に対する暴行が行われたはずであるのに、車内にいたAらよりも先に被告人がV4の異変に気付いたというのも不自然である。

そうすると、被告人の供述は疑わしいといわざるを得ず、F証言やこれと符合するM医師の証言によって認められる事実に合理的な疑いを生じさせるものではないというべきである。

また、弁護人は、F及びV2（もしくはいずれか）が犯行に及んだ合理的疑いがあり、Fは自分がした犯行について犯人を被告人にすり替えて証言しただけであると主張する。しかし、被告人自身、FやV2がV4の頭部を振る場面を目撃したわけではなく、Fらが犯行に及んだことを疑わせる証拠は全く提出されていない。そもそも、FもV2も女性として小柄であり、特にV4の隣に座っていたV2は非力であったことがうかがわれる上、前記のとおりの後部座席の着席位置からしてV2やFが座ったままV4の頭を架橋静脈が切れるほど激しく振ることができたとは到底思えない。弁護人の主張は憶測の域を出るものではなく、採用できない。

(4) 第2の1の犯行（生命身体加害略取）について

これについては関係証拠により加害目的を含め優に認めることができ、被告人、弁護人ともに争わないが、第6回公判期日で釈明したとおり、同罪は状態犯と解するのが相当であるから、V4を本件マンションに連れ帰った時点で既遂に達し、その後の事実経過は犯罪の成否には関係しない事情に過ぎないため、あえて摘示する必要はないと判断した。

3 第3の犯行（V2に対する監禁，殺人，V3に対する監禁）について

(1) 弁護人の主張等

弁護人は、①V2に対する監禁、殺人について、平成20年11月中旬頃の時点で、V2が死亡する危険性までは認められず、被告人らも、V2が死亡するとは考えておらず、V2を殺すことについて共謀もしていないから、監禁致死罪ないし傷害致死罪の刑事責任を負うにとどまる、また、②V3に対する監禁について、被告人は、監禁当初本件マンションにいなかったもので、その後も監禁に当たるような行為をしておらず、V3を監禁する意思もなく、Aらと共謀してもいないから無罪であると主張し、被告人もこれらに沿う供述をする。

(2) 前提事実

公訴事実における殺人の実行の着手時期である平成20年11月中旬頃の時点で、V2が死亡する危険性がどの程度あったかを判断するにあたっては、それまでに監禁が始まった同年7月頃からV2に加えられた虐待内容やその結果を考慮しなければならないが、それについては、関係証拠上次のとおり認めることができ、特に検討した点を除けば概ね争いがない。

ア 監禁、虐待に至る経緯等

V2は、平成16年春頃に一人で本件マンションから逃げ出して連れ戻されたことがあったが、平成20年（以下、平成20年中は月日だけで示す。）6月頃、またも本件マンションでの生活に耐えられなくなり、Gとともに再び逃げ出して沖縄に隠れ住んだが、居場所をAらに突き止められ、7月6日に本件マンションに連れ戻され、同月頃、Aらによって、Gとともに本件マンションのベランダの簡易物置（以下、本項で「物置」というときはこれを指す。）に閉じ込められ、Aらによる虐待が始まった。しかし、Gは、9月中旬頃、A一家ないしAに対する忠誠を誓って許され、本件マンションで普通に暮らすようになったが、V2には、死亡するまでの間、そのような機会が与えられることはなかった。

なお、このようにGは、当初は監禁の被害者であるから、9月中旬頃ま

での間のGの行為が、V2の監禁行為の一部を構成するとしても、V2と同じように監禁されている状態では、Aに意思を抑圧されていた合理的な疑いが残るため、その間のV2の監禁について共同正犯の刑事責任を負わせることは相当ではない。したがって、Gに監禁の共謀が成立した時期については、（犯罪事実）第3のとおり認定した。

イ V2に対する監禁及び虐待の内容

① 監禁行為

7月頃から12月上旬頃までの間、A及び被告人らは、V2を物置の中に閉じ込めたが、物置の内側は、床を発泡スチロールで、壁を段ボールで囲われ、夏期は高温多湿、冬期は低温となり、夜間はAらによって、外側から鍵がかけられていた。V2は、全ての監禁期間を通して、このような物置内で、全裸又は半袖Tシャツに七分丈のズボンで過ごすことを余儀なくされ、毛布が差し入れられることはあっても、それ以上に厚着させてもらえなかった。また、7月下旬頃、被告人の提案で物置内に防犯カメラが設置され、本件マンションのリビングには、その映像を映すモニター1台が設置された（カメラやモニター設置場所は途中で変更されたりした。）。また、Aは、V2に対し、本件マンションのベランダ出口扉には防犯ブザーが2個取り付けられていることを告げていた。こうして、A及び被告人らは、一時的に監視のもとにV2を外出させたほかは、V2を日常的にモニターの映像で監視したり直接目視したりして物置及びベランダから脱出することを不可能にしたほか、逃げても生活できないようにするため、V2に運転免許証の返納手続をさせたり、V2名義のクレジットカードや携帯電話の料金を滞納させてブラックリスト入りさせたりした。

なお、Fは、被告人もAから命じられてモニターで物置内のV2の様子を見ていたと証言したが、被告人は、Aから命じられていないし、V

2をモニターで監視していないと供述する。しかし、Aが監視カメラやモニターの設置を提案した被告人に監視の役割を担わせるのはごく自然なことであるから、Fの証言が信用できるというべきである。

② 継続的な暴行

Aは、監禁を始めた7月以降、V2に対し、毎日のように、サンダルや棒状の物を使って顔や頭を多数回殴ったり突いたり、その身体を蹴ったり、顔や頭、身体を踏みつけたり、正座させた上から踏みつけたりする暴行を繰り返したほか、煙草やライターの火を身体に繰り返し押し当てたりもした。また、Gも、Aから命じられ、V2を殴るなどの暴行を繰り返し、被告人やFも、V2を殴るなどした。これらの継続的な暴行の結果、V2は、生傷が絶えず、特にAから顔（目の周りを狙っていた）を殴ったり突かれたりしたため、8月頃からは目がよく見えなくなっていた。

③ 飲食制限

監禁中にV2に与える食事や水分については、Aが、与えるか否かを含めて内容や量を決め、与えるときは主にFが運び、平均すると2日に1回程度与えられていたが、徐々に与えられる回数が減り、飲み水についても、当初は1日1リットル程度与えられていたが、徐々に与えられる頻度が減った。また、食事の内容は、卵かけご飯にカップ麺と少量のおかずといった組合せが主であり、栄養及び量ともに偏っていたが、Aは、A一家のルールと称してV2に完食を強要していた。

④ 睡眠制限

Aは、夜、数時間程度しか寝ない習慣であったが、自分が寝ている時間帯（午前2時頃から午前7時ないし8時頃）を除いて、V2が睡眠することを許さず、V2が日中等に居眠りしているのを発見すると、殴るなどの暴行を振るうなどして、V2の睡眠を短時間に制限していた。

⑤ 排泄や入浴の制限による不衛生

Aは、V2を物置に閉じ込めてしばらく経つと、V2に物置内やベランダに置いたバケツ内に排泄するよう命じ、バケツに汚物がたまると、被告人とGに、汚物を公園に捨てに行かせるなどして処理していた。また、Aは、V2に入浴させず、多くても週に1回程度、被告人らに命じて、ベランダでホースの水をかけたり、被告人やG、Fらに監視させながら一時的に公園や墓地に連れ出して水道水をかけたりするだけで、V2を非常に不衛生な環境に置いた。

⑥ その他の虐待

Aは、V2に対し、しばしば直立不動や正座、足踏みなど特定の姿勢や動作を長時間強制した。また、被告人らは、V2とGに対し、A一家の者らの前での性行為を強要し、被告人が中心となってその様子をはやし立てたり、物置内でV2に歌を歌わせたり、物まねをさせたりし、それをリビングのモニターから見てV2に聞こえるように笑ったりするなどして辱めた。さらに、Aは、V2に対し、毎日のように「生き死に」の話、すなわち、V2に対し、「何のために生きているのか。死にたいと思わないか。あんたが生きとつても誰もうれしくない。」などとしつこく尋ね、V2が「死にたいです。」と答えるや、「でも、できたらおしゃれもしたいし御飯も食べたいじゃないか。」などと追及し、V2が「はい。」と答えると、「どこが死ぬ気になってるんや。」と揚げ足を取って暴力を振るうなどして責め立てた。

(3) V2の死因に関するN医師の証言について

災害医療を専門分野の一つとするN医師は、V2に対する以上のような虐待を前提に死因を検討し、最も可能性が高いのは低体温症であり、これは、飲食制限やこれによる下痢により引き起こされた低栄養状態及び薄着を直接の原因とするが、暴行、睡眠制限、不衛生な環境、正座等の強制によるスト

レスも下痢の原因となっており、V2の8月13日と11月24日の各写真とを比較し、後者ではかなり痩せていることからすると、低栄養状態によって、11月中旬頃にはかなり衰弱していたと推測することができ、それまでと同様の虐待が加え続けられれば生命を害する危険が高く、特に11月末に気温が下がることに加えて、低栄養状態の下で継続的な虐待を受けることによって気力も失っていれば、低体温症を発症して死ぬ高い危険性が認められると証言した。N医師は、専門家として写真等の客観的資料に基づきその知見を述べるもので、前提とする事実関係も前記認定に沿うもので、証言の信用性に疑問を差し挟む余地はない。

したがって、平成20年11月中旬頃におけるV2の衰弱状態については、N医師が証言したとおりに認めるのが相当である（なお、V2の死因について、公訴事実には、低栄養・低体温等の複合による諸臓器の機能不全と記載されているが、N医師が、低栄養・低体温等の複合による諸臓器の機能不全とも矛盾しないと証言しているので、N医師の証言に基づき死因を認定した。）。

(4) 検討

ア 殺人の実行行為性

前記のとおり認定したV2に対する監禁及び虐待の内容とN医師の証言を併せれば、11月中旬頃の時点で、V2に対し、それまでと同様に監禁下で虐待を継続する行為は、客観的にみて、V2の生命を大きな危険にさらす行為であり、殺人罪の実行行為に該当すると認めるのが相当である。

これに対し、弁護人は、物置内を発泡スチロール、段ボールで囲い、夜には扉を閉めていたこと、V2に多めの食事を定期的に食べさせ、毛布を与えていたことなどを指摘して、監禁を超える危険性までは認められないと主張する。しかし、前記のとおり、V2が監禁期間中に相当痩せていったことや、十分な食事が与えられなかったことは明白であるし、N医師は、

物置等が弁護人の指摘するとおりの状態であることを前提に低体温症の発症の危険があると証言している。したがって、他にその点について特に有効な反証がない以上、弁護人の主張を採用することはできない。

イ 殺意及び共謀

また、以上のとおり認定した事実関係によれば、Aも被告人も、V2に加えられた虐待の内容や、11月中旬頃の時点でV2が相当痩せていることを認識し、それ以降、ますます気温が下がることも当然理解していたはずであるから、何ら殺意に欠けるところはないというべきである。被告人は、V2には十分な食事が与えられていたから衰弱を認識できなかったし、AはV2を嫌っておらず、そろそろV2を許すと思っていたから、このまま死ぬとは思わなかったなどと供述するが、現にV2がやせ細り衰弱しているという客観的事実や、GとDが、このままではV2が死んでしまうかもしれないと思った旨証言したと矛盾する。また、被告人が、仮に本当にV2が死亡する危険性があるとは思わなかったとしても、それは単に他人の生死に無頓着になっていたために、自分の行為の違法性について意識を喚起できなかったただけであって、このような合理的根拠に基づかない憶測をもって殺意を否定することなどできない。

そして、Aも被告人も、V3が11月5日から同10日までの監禁中に死亡したことを直接見聞きしながら（なお、V3の死については、死因が解明できないため、起訴もされていないから被告人らに刑事責任を問うことはできない。）、同月中旬頃以降も監禁を続けた上でそれ以前と同様の虐待を加えただけでなく、FとDが一致して証言する限度で、すなわち少なくとも1回はV2の死亡直前に顔を踏みつけるなどの激しい暴行を加えた事実も認められる。

なお、被告人は、この最後の暴行について、そのような事実はなく、本件マンションのリビングと物置の間のバルコニーの部分には冷蔵庫が置か

れ、その冷蔵庫を覆うようにラティスが立て掛けられ、更にそのラティスとラティスの間にすだれが設置されるなどしていたから、リビングからは物置内は見えないはずであって、FとDが嘘をついていると述べ、弁護人も、両名の証言は目撃した時期に食い違いがあるから信用できず、Gが目撃していない暴行の事実を認定することはできないなどと主張する。しかし、両名の視認状況については、リビングの窓から物置の右端が見える写真によって裏付けられている。また、時期に関する記憶が多少食い違うことは不自然ではなく、むしろ死亡する直前に激しい暴行があったと一致して証言していることが重要であるから、目撃した記憶自体に疑問は生じない。さらに、Gは、Aから許されて以降、V2が監禁されている物置及びその様子が映し出されるモニターから目を背けていたと証言しているから、目撃しなかったとしても不自然ではない。

そうすると、Aと被告人が、11月中旬頃の時点で衰弱したV2が死ぬかもしれないことを認識しながら、それまでどおりの虐待を続けるとともに、前記のとおり激しい暴行に及んでいる以上、V2が死んでも構わないと思っていたことは明らかであり、殺意及び共謀が優に認められるというべきである。

さらに、弁護人は、Aは、①V2をA一家の家族にしようとしていたから殺害の動機がないとか、②V2に毛布を差し入れ、爪や舌の色を確認するなどV2の体調を気遣っていたから、殺意を認めるには合理的疑いが残るなどと主張する。しかし、①既にAが死亡してしまったことから動機の詳細は不明というほかないが、動機が乏しいからと直ちに殺意を否定するのは相当ではないし、前記のとおり認定した虐待等の内容からすれば、AがV2に対し死んでも構わないと思っていたとしても不思議ではない。また、②そもそも、AがV2の体調を気遣っていたことは衰弱状態を認識していたことの裏返しであるし、本当に体調等を気遣うのであれば、監禁を

やめて室内で生活させることも容易にできたはずであって、弁護人が主張する程度の事情から、Aに殺意を認めることに合理的疑いは生じない。

(5) V3に対する監禁について

V3が、EとFとの間の娘に暴言を吐いたことでAの怒りを買って、11月5日未明頃、Aから命じられて、V2が監禁されていた物置に入れられたが、その際、被告人は、D、E及びGとともに和歌山県までパチンコをしに出掛けていたので本件マンションにおらず、その後、同月8日夜から翌9日未明頃に本件マンションに戻ったものの、結局、V3が翌10日頃に物置内で死亡した事実は証拠上明らかであり、争いはない。

しかし、前記のとおり、被告人は、Aから命じられてモニターで物置内の様子を見ていたと認められるところ、Dは、8日深夜ないし9日未明に本件マンションに戻った際、Aから、V3が勝手に通院したことから物置に入れた旨聞かされ、A一家では、Aに怒られている間は自分のためになる行為をしてはいけないというルールがあったので、「病院はあかんなあ。」と言ったところ、横で聞いていた被告人も「そやなあ。」と同調したと証言し、Fは、被告人が、物置の前で、Aから、「こんな人、おばはんいうていいで。」と言われた際、V3に対し「ここまで落ちたらあかんわな、V3さん。」と言ったりしたなどと証言した。いずれの証言も、V3の監禁について自分も刑事責任を負うことを前提に証言しており、殊更被告人に不利な証言をしておらず、信用できる。また、被告人自身も、仮にV3が物置から逃げようとしたならば、Aの意向に沿って逃がさないように捕まえていたなどと半ば監禁の犯意や共謀を認める供述をしている。そうすると、被告人が、本件マンションに戻った時点で、AのV3を監禁するという意向に賛同し、以後これに協力したと認めることができ、その限度で監禁罪の共同正犯の刑事責任を負うというべきである。

ただ、被告人が、それ以前のAらによる監禁行為を積極的に利用したこと

を認定するに足る証拠もなく、検察官も、第18回公判前整理手続期日において、帰宅前の共犯者らによる監禁行為について、被告人がいわゆる承継的共同正犯として責任を負うとまでは主張しない旨釈明した。そこで、公訴事実においては、V3の監禁期間は11月5日未明頃から同月10日頃までと構成されているが、被告人に監禁の共同正犯が成立する始期は、被告人が監禁を認識した同月8日夜ないし翌9日未明頃と認定した。

4 第4の犯行（V5に対する逮捕監禁，殺人）について

(1) 弁護人の主張等

弁護人は、被告人らの行為は直ちにV5の生命の危険を生じさせるようなものではなく、殺人の実行行為とはいえない上、被告人らにV5を殺害する動機はなく、殺意もなく、共謀してもいないから、逮捕監禁致死罪ないし傷害致死罪の刑事責任を負うにとどまると主張し、被告人もこれに沿う供述をする。

(2) 認定事実

V5が死亡した経緯については、次のとおりの事実が関係証拠上容易に認められ、特に検討した点を除けば概ね争いがない。

ア AがV5に激怒した経緯等

平成23年7月（以下、平成23年7月中なので日だけ示す。）当時、Aは、財産を巻き上げる目的で介入していた家族の女兒を本件マンションに預かっていたところ、V5がその女兒の胸を触ったことを知って激怒し、25日未明頃、被告人らをリビングに集め、その旨全員に告げ、その話を聞いた被告人はV5の顔面を二、三発殴った。その場で、Aは、V5に対し、「えらいことしてくれたわ、Oさんにどう言えばええんや。」、「覚えてろよ。」、「今回は許さん。」などと言い、被告人とGに命じて、V5をラティス等を組み合わせた手製の物置（以下、本項で「物置」というときはこれを指す。）に入れた。なお、物置の内部はプラスチック板など

で雨除けをしていたため風通しが悪く、また、当時は連日最高気温が30度を超え、最高湿度は70%以上という気候もあいまって高温多湿状態にあった。

イ 物置内でV5を緊縛した状況

Aは、被告人とGに命じて、物置に入れたV5を荷造り用のビニールひもや手錠等を用いて緊縛した。この点、最初に緊縛した際のV5の姿勢や緊縛に用いた道具等について、Gの証言と被告人の供述とが食い違っている。すなわち、Gが、正座させたV5をビニールひもで縛って、手錠やステンレス製重しを使って身動きが取れないようにしたと証言したのに対し、被告人は、V5には正座させずに相撲の股割りのような姿勢をさせて緊縛し、水がいっぱい入ったバケツを重しの代わりに首にくくりつけて身動きできないようにしたと供述した。

しかし、本件の他の犯行で見られたように、Aが制裁を加える場合、いずれの被害者に対しても正座を強制することが多い上、被告人の供述によっても、V5は、物置に入る前にリビングで正座し、物置に入った後も自分から正座したというのであるから、Gが証言する推移の方が自然であり、この点についてGがあえて虚偽供述をする理由も見当たらず、仮に正座以外の特異な姿勢を強要したとすれば、Gがそれを忘れるとも考え難い。これに対し、被告人の供述は、飲食を制限されていたV5に対し、重しとしてとはいえ、容易に飲むことができる水の入ったバケツを用いたのは不合理であるし、自分の衣類の入ったタンス等の近くに、わざわざこぼれ易い水の入ったバケツを置いたというのも不自然である。

したがって、V5を最初に緊縛した際の姿勢はG証言のとおり認定するのが相当である。

ウ その後の緊縛等の状況

25日朝、被告人やGは、V5がビニールひもを自ら緩めて姿勢を崩す

などしていたので、正座したV5の両足をビニールひもでひとくくりに縛るとともに、両手を後ろ手にして手錠をかけ、更にビニールひもで手とステンレス製重しをつないで身動きできないようにした上で、口をタオルとビニールテープで猿ぐつわのようにした。また、被告人が提案し自ら用意した剣山様の金たわし（ブラシ）をV5の周囲に置き、V5が身動きすればその針が刺さるようにしたが、その後V5がなおも緊縛をほどいて姿勢を崩すため、同日夜には、やはり被告人が提案・準備した丸太を使って、正座した状態で緊縛されたV5に丸太を地面に水平に背負わせ、これに左右に伸ばした両腕をそれぞれビニールひもで緊縛し、いわゆる磔（はりつけ）のような状態にした。しかし、それでもV5がビニールひもを緩めるため、被告人とGは、その都度縛り直した。そして、Aは、その度ごとに、被告人とGに対し、ビニールひもを巻く箇所及び回数を増やしたり、強く巻いたりするように指示し、ほとんどGが緊縛の作業を担当した。被告人は、物置内でV5を緊縛する際に丸太を支えるなどして手伝ったが、Fは物置の入り口付近でこれを見ていることが多かった。また、この間、A、G及び被告人が、V5にくり返し暴行を加えたが、特にAの暴行の程度が激しく、殴る蹴るに加え、底の固いサンダルを使って殴るなどした。しかも、被告人らは、A一家における過去の虐待の例と同様に、Aの許しを得ずに勝手に飲食させることができないことを理解し、死亡するまでV5には飲み水や食事を一切与えなかった。

こうして、26日夜、被告人らが最後にV5を縛り直した際は、V5は、顔中、体中にあざがあり、特にAや被告人がくり返し蹴っていた右太ももは赤い腫れが目立つほど負傷し、だんだん声も小さくなり、ふらつくなど弱っていたが、Aは、そのような状態のV5に対しても更に激しい暴行を加えた。

なお、V5をどの程度強く縛ったかについて、被告人は、Gが、Aから

締め直すように命じられたにもかかわらず、V5からきついと言われてビニールひもを緩めていたと供述する。しかし、Gが、Aの命令に反する行動ができたか疑問がある上、作業を担当したG自身が強く縛ったと自認していることからすると、Gが証言するとおり、縛り直すたびにAが縛り具合を確認するため、だんだんと強くビニールひもが肉に食い込むほど縛り直したと認めるのが相当である。

エ V5の死亡

27日夜、Gがパチンコから帰ってきたときには、既にV5が死亡していたが、Aは、慌てる様子もなくGと被告人にV5の死体をシートに入れて本件マンションから運び出すように命じた。V5の死因は、高カリウム血症に基づく心停止と考えられるが、肺塞栓症に基づく循環不全の可能性もある。

(3) 殺人罪の成否

ア V5に対する行為の危険性

合意書面によると、暴行、長時間の正座強制、緊縛、飲食制限は、いずれも身体に悪影響を及ぼし、程度がひどければ、どれもが単独でも高カリウム血症ないし肺塞栓症（以下、両者を併せて「高カリウム血症等」という。）の原因になり得る。つまり、これらの虐待行為は、単独でも死に至る原因になり得るし、単独ではそれほどの程度でなかったとしても、それら全てが繰り返されることによって生命の危険に与える影響は極めて高くなるというのである。そして、検察官は、高カリウム血症等は一度発症すれば死に直結するような疾病であることを前提に、V5の死因は高カリウム血症等であると主張し、弁護人は、上記合意書面を共同作成したのみで、特にV5の死因に関する検察官の主張に対して反論、反証していない。そうすると、被告人らがV5に対して行った監禁下における緊縛等の虐待行為は、人が死ぬ危険性の高い行為といえ、殺人罪の実行行為と認めるのが

相当である。

イ 殺意及び共謀の有無

Aや被告人が、V5が具体的に高カリウム血症等により死亡することまで予測していたとは思われないが、およそ水分の補給が人間の生命維持に極めて重要であることは一般常識であって、Aも被告人も、真夏の相当高温になる物置に水分を与えずに2日以上にわたって監禁すれば、生命の危険が生じるであろうことは当然分かっていたはずである。そして、前記のとおり、AがV5に相当怒っていたことも併せると、V5を物置に逮捕監禁した時点で、Aについては、少なくとも、V5が死んでも構わない程度の殺意を有していたと認めるのが相当であるし、被告人についても、リビングでのAのV5に対する言動からその怒りが相当強いことを容易に認識し得たはずであるから、A同様に殺意を認めることができ、そのような意思の連絡の上、A、被告人及びGは、客観的に殺人の実行行為と評価できる監禁、緊縛等をしているのであり、それらの事情や状況を了解していたFについても、殺人罪の共同正犯の刑事責任を負うというべきである。被告人が、仮に本当にV5が死亡する危険性があると思っていなかったとしても、V2が死亡したときと同じく、単に人の生死に無頓着になって自分の行為の危険性につき違法性の意識を喚起しなかったというに過ぎず、殺意を否定する根拠にはならない。

以上に対し、弁護人は、①被告人は、Aが、以前にV5を物置に閉じ込めた際、Dから頼まれて許したことがあり、26日、Dに対し、AにV5を許してもらうよう頼んでほしい旨を伝えたし、当時留守にしていたEが帰れば、同様にAに頼むはずだとも思っていたので、AがそのうちV5を許すと思っていた、②Aや被告人らにはV5殺害の動機がないので、いずれにせよ殺意や共謀を認めるには合理的疑いが残ると主張する。

しかし、①前記のとおり、Aは、V5に対して強く怒っていたのであり、

Dや被告人も、その様子を見てAの怒りの強さを容易に認識できたはずであり、当時女兒の父親になっていたEが、女兒の胸を触ったV5を簡単に許してやるようAに進言したとは思われない。つまり、当時の状況からは、Aが、DないしEから進言されてV5を許すことも、DやEがAにそのような進言をすることも期待できないと思われ、被告人の供述は根拠の乏しい希望的観測に過ぎず、到底採用できない。また、②Aは、V5に対し相当強く怒っていたのであるから、死んでも構わないといった程度の殺意を抱いても不合理ではないし、被告人はAの意向に従っているのであるから、被告人独自にV5殺害の動機がないからといって殺意を否定することはできない。したがって、いずれの弁護人の主張も採用できず、その他いろいろと主張する点を逐一検討しても結論は変わらない。

(累犯前科及び確定判決)

省 略

(法令の適用)

1	罰 条	
	第1の1の事実	刑法60条, 199条
	第1の2, 3の各事実	それぞれ包括して刑法60条, 246条1項
	第2の1の事実	刑法60条, 225条
	第2の2の事実	刑法60条, 205条
	第3の事実	監禁の点は被害者ごとにそれぞれ刑法60条, 220条, 殺人の点は刑法60条, 199条 (傷害の点は刑法204条に該当するが殺人罪に吸収)
	第4の1の事実	逮捕監禁の点は包括して刑法60条, 220条, 殺人の点は刑法60条, 199条
	第4の2の事実	包括して刑法60条, 190条
2	科刑上一罪の処理	第3, 第4の1の各所為について刑法54条1項前

- 段，10条（第3については，V3に対する監禁とV2に対する殺人とがV2に対する監禁を介して1個の行為が3個の罪名に触れる場合であり，第4の1については，1個の行為が2個の罪名に触れる場合であるから，いずれも最も重い殺人罪の刑で処断）
- 3 刑種の選択 第1の1，第3の各罪につきいずれも無期懲役刑，第4の1の罪につき有期懲役刑
- 4 累犯加重 第1の2及び3の各罪につき刑法59条，56条1項，57条（それぞれ前記①及び②の各前科があるので3犯の加重），第2の1及び2の各罪につき刑法56条1項，57条（それぞれ前記②の前科があるので再犯の加重，なお第2の2の罪につき刑法14条2項の範囲で法定の加重）
- 5 併合罪の処理 刑法45条後段，50条（各罪と前記③の確定裁判のあった死体遺棄，窃盗，強要罪とは併合罪であるから，まだ確定裁判を経ていない各罪について更に処断），45条前段，46条2項本文，10条（刑及び犯情の最も重い第1の1の罪の無期懲役刑で処断し，他の刑を科さない）
- 6 未決勾留日数の算入 刑法21条
- 7 訴訟費用の不負担 刑事訴訟法181条1項ただし書
（量刑の理由）

1 本件は，Aを頂点とするA一家という特殊な共同生活体における人間関係の中で，被告人が，Aら共犯者と共謀の上，①Aの義妹であるBの戸籍上の夫であったV1を事故死を装って殺害し，生命保険金をだまし取ることを企て，暴行や飲食制限等の虐待を加えるなど執ように追い詰めた末に自ら崖から飛び降

りさせて殺害し，2回にわたり生命保険金合計5000万円をだまし取った殺人，詐欺（第1の各犯行），②Aらの虐待に耐えかねてA一家から行方をくらましていたV4の居場所を突き止めるや，その生命身体を加害する目的で拉致し，その後，頭部を激しく振る暴行を加えて急性硬膜下血腫の傷害を負わせ，植物状態にした末に死亡させた生命身体加害略取，傷害致死（第2の各犯行），③やはりAらの虐待に耐えかねてA一家から行方をくらましていたV4の長女V2をA一家に連れ帰った上で7月から12月にかけて約5か月間にもわたり物置等ベランダに監禁する中で継続的に虐待し，衰弱死させて殺害するとともに，その間の11月の数日間，Aの怒りを買ったA一家の家政婦的存在であったV3をベランダの物置と一緒に閉じ込めた監禁，殺人（第3の犯行），④A一家が財産目的で介入していた家族から預かっていた女兒の胸を触ったとしてAの怒りを買ったV5を，7月の暑い中，ベランダに設置した高温多湿の物置内に手錠，丸太，ビニールひも等で手足等を緊縛して閉じ込めるとともに飲食を制限し，暴行を加えて衰弱させ，更に監禁及び虐待を継続して殺害し，その死体を本件マンションから運び出して倉庫内でドラム缶にコンクリート詰めするなどした末に海中に投棄した逮捕監禁，殺人，死体遺棄（第4の各犯行）からなる事件である。

2 各犯行について

一連の犯行によって3人が殺害され，1人が死亡させられるという極めて重大な結果が生じているが，まず，量刑上重視すべき殺人の犯行を含む第1，第3及び第4の各犯行の主な事情についてみると，第1の各犯行については，Aらは，V1が働いて得た給料を全額Aらに渡すなど長年A一家で辛抱していたのに，自分たちが浪費した結果家計が苦しくなったからと，V1が人に逆らえない性格であることを利用して執ように追い詰め，自動車事故から転落事故に方法を変えてまで殺害し，多額の保険金をだまし取った。非常に強い金銭欲に基づく，命の重みを全く顧みない非道な動機や経緯に酌むべき点などなく，殺

人の中で最も重い類型の一つである保険金殺人に該当する極めて悪質な犯行であり、だまし取った金額の大きさも量刑上無視できない。

また、第3の犯行については、Aらは、平成15年頃からV2らをA一家に同居させて虐待し、2度にわたり逃げ出したV2をその都度探し出して連れ戻した挙げ句、数か月間にわたって監禁する中で暴行、飲食・睡眠制限、正座の強制、排泄制限、入浴制限、性行為や物まねの強制等、ありとあらゆる虐待を加え続けて衰弱死させた。動機は、逃げ出したことに対する制裁とA一家内での見せしめのためと思われるが、もとより酌むべき点などない。そして、ひとつひとつの暴行等を取り出せば、死に直結するほど強いものではなく、不十分ながらも一応食事も与えていたようであるから、強い殺意を認定することはできないが、虐待によってV2の自尊心を徹底的に踏みにじり、生きる希望や意欲すらも奪っていたと思われ、V2が絶命するまでの間に感じたであろう、想像を絶する苦痛や無念さ等をも考慮すると、まさになぶり殺したと評するに相応しい残酷な犯行である。

次に、第4のうち逮捕監禁・殺人の犯行については、V5の言動がきっかけになってはいるが、犯行の動機は、正義感というよりAの目論見という金銭欲にあると認められるから、経緯においてV5の落ち度を指摘するのは相当ではなく、むしろ、虐待の上で殺害した経緯や動機に酌むべき事情などないというべきである。強い殺意までは認定できないものの、数日で死亡させていることからすると、真夏に水すら与えず物置に監禁したうえでの虐待が非常に厳しいものであったと認めるのが相当であり、V5が絶命するまでの間に感じたであろう苦痛や無念さをも考慮すると、一般的な殺人罪の量刑傾向の中でも決して軽視できない犯行である。

これらに加えて、第2の各犯行についても、V4が、被告人らの虐待等によって家庭を破壊されながらもA一家から逃げ出し、ひっそりと暮らす中で取り戻そうとしていた平和な生活を壊した上、その後V4を虐待する中で植物状態に

陥るほどの重傷を負わせた末に死亡させた動機や経緯に何ら酌むところなどなく、暴行の内容についても、凶器等を使用したわけではないが、圧倒的に体格が劣り、Aらの手前抵抗できない被害者の頭を激しく振るといった危険なものあり、悪質である。

3 被告人の果たした役割

前記の各犯行の犯情に加え、各遺族が一様に峻烈な被害感情を表していることにも照らすと、本件全体の犯情は極めて悪いというほかないが、被告人の刑事責任を考えるに当たっては、各犯行における被告人の役割の大きさを検討しなければならないところ、被告人は、（事実認定の補足説明）で認定したとおり、殺人3件と傷害致死の各犯行いずれにおいても、主犯であるAに匹敵するほどの重要な役割を積極的に果たしたとみるのが相当である。すなわち、被告人は、第1の各犯行のうち、詐欺への関与は薄いですが、殺人については、Aの指示に基づき「見届け役」や「言い聞かせ」をしてV1に自殺の実行を連日迫った上、高所からの飛び降りという自殺の方法を提案し、死亡当日に崖でV1を取り囲んだ際もV1のすぐ近くに立つなど終始他の共犯者よりも重要な役割を果たし続けている。また、第2の各犯行のうち、生命身体加害略取への関与は薄いですが、傷害致死については、Aの意向を察し、特に指示されてもいないのに自ら犯行を実行した。そして、第3の犯行については、自ら監視モニターの設置をAに提案したほか、Aの指示によりV2に暴行を加えたり、性行為や物まねを強要してからかったりするなど、他の共犯者がAに命じられるままに動いたのとは異なり、積極的に被害者の虐待を楽しんでいた様子がうかがえる上、虐待内容が酷くなったことに被告人が影響したことは否定できない。さらに、第4の各犯行については、Aの指示を受けて自らあるいはGに命じてV5を緊縛したが、GがAに命じられるままに機械的に関与したのとは異なり、丸太等の道具の使用をAに提案して準備したほか、死体遺棄についてもAからいちいち指示を受けることなく積極的に関与した。

これに対し、弁護人は、被告人がこのように関与したのは、①A一家における地位が低く、いわゆる「汚れ役」を押しつけられていたからである、②Aの背後に暴力団が存在すると信じ込まされたので従わざるを得なかったなどとして、その刑事責任を重くみるべきではないと主張する。

しかし、①確かにA一家における被告人の序列が高いものであったとは認められず、また、Aからすれば、かつて暴力団の世界にも関係し、スポーツや格闘技の経験もあって体格にも優れる被告人を「汚れ役」として利用することで、自分が意図する犯罪を実現したりA一家を統制したりする面があったことがうかがわれるが、前記のとおり、被告人が各犯行で実際に果たした役割が重要であることに変わりはない。また、被告人は、A一家における序列が低いからこそ、Aの意向に沿うように自ら考えて行動してきたと認められ（そのような面があったことは被告人自身も認めている。）、進んで「汚れ役」を果たしていたのであるから、Aとの関係を除けば、地位の低さをもって刑事責任を軽くする理由とすることはできない。

また、②被告人も、暴力団の世界に関係した経験を持ち、長年A一家で生活していたのであるから、Aが述べることを全く疑わずに信じ続けたというのは不自然不合理で信用できない。

4 量刑の検討

本件のような複数回殺人を犯す中に保険金目的の犯行を含み、特に死亡した被害者が3名以上の事件については、その量刑傾向が表すとおり、基本的には死刑の選択の是非を検討しなければならない相当重大な部類に属する事件である。

そして、被告人の刑事責任を考えるに当たって特筆すべきは、被告人が、いずれの犯行についても、前記のとおりAに匹敵するほどの重要な役割を積極的に果たし、一部には自ら犯行の方法を提案するなど単にAの指示に従って行動していた他の共犯者らとは質的に異なる関与をしているという点である。すな

わち、本件各犯行は首謀者であるAがいなければ起こらなかったが、同時にAの指示をその手足となって実行する被告人がいなければ、その実現が不可能ないし非常に困難であったものであり、その意味で、被告人の刑事責任は極めて重大であり、3人が殺害され、1人が死亡させられたというあまりにも重大な結果を発生させている以上、複数の前科がいずれも重大事犯によるものではないこと、更生可能性がないとは断定できないこと、その他弁護人指摘の点を含め被告人のために酌むべき諸事情を十分考慮し、さらに、死刑が人間の生命を奪う極刑であり、究極の刑罰であることに照らして、その適用は慎重に行われなければならないとの最高裁判決の趣旨を踏まえても（最高裁昭和56年（あ）第1505号同58年7月8日第二小法廷判決・刑集37巻6号609頁参照）、死刑を選択する余地も含めて検討すべきであって、いくら長期であっても有期懲役刑では軽すぎる。

しかし、いずれの犯行についても、Aを頂点とするA一家という特殊な人間関係に基づく閉鎖的環境の中で起きた事件であり、既にAが死亡しているため各犯行の帰趨を決した経緯に証拠上不明な点が残るが、本件審理に証人として登場した各共犯者が口をそろえてAの存在の大きさを強調する以上、やはり被告人がAに比べて従たる役割であったことは否定できず、そうである以上、被告人をAと全く同列には論じられないといわざるを得ない。したがって、結論的には、被告人に死刑を選択することには躊躇せざるを得ず、無期懲役刑をもって処断するのが相当であると判断した。

(求刑 無期懲役)

平成27年11月13日

神戸地方裁判所第1刑事部

裁判長裁判官	平	島	正	道
裁判官	畑	口	泰	成
裁判官	熊	野	祐	介

(なお、仮名処理の都合上、一部記載を省略した部分がある。)